

スクールソーシャルワーカー（SSW）市単独配置自治体への問い合わせ結果

質問	新発田市	南魚沼市	燕市
（1）SSWを市単独で配置した経緯と導入時期は。またSSWの交代はありましたか。	経緯：平成24年度までは、学校からの相談は、教育委員会の担当課長補佐及び県SSW（教育事務所）で行っていた。しかし、この体制では、相談件数の増加や緊急を要する事案では対応が難しく、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで当市嘱託職員として雇用。嘱託職員では、勤務時間も短く、手当等もないため、平成28年4月1日から当市任期付職員として採用した。相談件数が増加し、一人では対応が難しくなり、令和2年4月1日から1名増員した。導入時期：H25.4.1～H28.3.31 嘱託職員1名、H28.4.1～任期付職員1名、R2.4.1～任期付職員1名 ※現在任期付職員2名交代はなし。	中越教育事務所での勤務が満了となったSSWに前教育長が交渉して、南魚沼市での雇用を開始しました。平成28年度は日々雇用で勤務を始め、平成29年度からは週1日勤務となりました。それ以降、段階的に勤務日を増やしており、現在は週4日勤務となっています。配置してから現在まで、SSWの交代はありません。	燕市の未来を担う子どもを育むため、学校に通えなくなった子どもたちのために適応指導教室を設置していましたが、適応指導教室にも通えない子どもや引きこもりの子どもに対応できる施策が少ないことから、平成28年からスクールソーシャルワーカー派遣事業としてスタートしました。交代については1度ありました。
（2）SSWの勤務（雇用）形態は。	正職員と同じ。	会計年度任用職員として雇用しています。	週1日、水曜日に7.5時間勤務です。
（3）現在のSSWはどのような資格・経験を持つ方ですか。また募集方法は。	資格：社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、教員免許 経験：特別養護老人ホーム、障害福祉施設、県（SSW）など 募集方法：市ホームページや市広報に掲載	社会福祉士資格を持ち、中越教育事務所においてSSWとして活動した経験があります。公募して採用したのではなく、前教育長の判断で個別に交渉して採用しました。	教諭、児童福祉士の資格があり、講師、嘱託SSWの経験のある方。公募は行っていません。
（4）SSWに係る令和4年度予算および財源は。	2名分：約11,300,000円（市単費）	SSWの賃金、手当、共済費として4,411,000円を計上しています。財源は、新潟県の教育支援体制整備事業費補助金を活用し、一部充当しています。	令和4年度予算 845,000円（一般財源）
（5）これまでの対応実績、およびヤングケアラーに関する対応の有無（あれば件数）について。	SSWが対応した事例は 平成28年度：175件 29年度：181件 30年度：187件 令和元年度：199件 2年度：219件 3年度：211件 ヤングケアラーに関する相談は、令和3年度1件	令和2年度の対応実績として、全相談件数324件中、SSWが主に対応しているのは66件でした。令和3年度の速報値では全388件中96件で、相談件数、割合共に年々増加しています。ヤングケアラーに関しては、南魚沼市では、日本ケアラー連盟が平成26年度に実施した教職員を対象としたヤングケアラー実態調査に協力しました。それ以降教職員や支援に関係する機関、民生委員児童委員などへ、ヤングケアラーの研修をSSWが中心となって開催しています。令和3年度に新潟県が開催したヤングケアラー支援検討会議にも、義務教育期の有識者として当市のSSWが委員として参画しています。ヤングケアラーへの対応については、その視点を持って問題解決に取り組んでいますが、ヤングケアラーに特化して対応していることはありませんので、ヤングケアラーのみの件数把握はしていません。	平成28年度：84件 29年度：101件 30年度：105件 令和元年度：109件 2年度：87件 3年度：101件 ヤングケアラーに関する対応：無

<p>(6) 関係機関との連携はどのように行っていますか。</p>	<p>当市では学校教育課教育相談係が「学校教育課サポートチーム」を構成し、児童生徒の相談支援に当たるが、庁内児童家庭福祉関係部署（こども課、健康推進課、社会福祉課、市基幹相談支援センター等）、新発田児童相談所、医療機関等、関係諸機関と日常的に協働（情報共有、ケース会議の実施、対象者との面談、家庭訪問等）する形が取られている。 新発田市要保護児童対策地域協議会に参画し、援助方針に基づき担当諸機関と連携し対応している。</p>	<p>SSWがケース管理して、学校、福祉、保健、医療等の関係機関と連携しています。 また児童相談所や市の子ども家庭サポートセンター（要対協事務局）が管理する案件にもケースに応じて参加し、問題解決に向け協力して取り組んでいます。</p>	<p>相談内容により、市の社会福祉課、児童相談所、医療機関等につなげ、情報共有を図り、連携をとり支援しています。</p>
<p>(7) 県のSSWとの併用はありますか。</p>	<p>併用はしていないが、稀に県のSSW（教育事務所）と一緒に対応する場合もある。 県SSWへの相談依頼は学校が単独で行うが、令和3年度に当市から県SSWへの相談支援依頼は0件。</p>	<p>ありません。</p>	<p>県のSSWとの併用はあります。 現在の任用職員は、県のスクールソーシャルワーカー（会計年度任用職員）であり週4日は県勤務、週1日は燕市勤務となっています。</p>
<p>(8) SSWを市単独で配置することの効果と課題について。</p>	<p>市単独でSSWを配置する効果として、市教育委員会配置のため、就学時相談の内容や、就学援助の受給状況、学籍に関わる情報等が身近にあり、きめ細かくこどもを理解した上で相談支援に当たることができる。 また、庁内児童家庭福祉関係部署と日常的に連携が図られるため、児童虐待、ひとり親家庭の支援、自殺予防対策、ヤングケアラー支援、生活困窮、障害福祉、若者自立支援等福祉諸問題への対応が柔軟に行われる。この点は児童生徒が生活する地域社会において切れ目のない支援の実現につながるものと考え。 児童生徒が抱える課題の背景が複雑・多様化する中で、学校が単独で支援することが困難な事例は多いが、スクールソーシャルワーカーが協働することにより教職員の負担軽減が図られる。 また、学校においては自殺対応や児童虐待など危機的な状況も発生するが、福祉専門職であるスクールソーシャルワーカーが学校と協働することにより、専門的な判断の下で相談支援に当たることも効果と考える。</p>	<p>SSWに加え、相談担当の指導主事を教育委員会事務局に配置し、窓口を一本化することで学校が相談しやすい体制を整えています。 学校が困ったときに相談できるルートを確立し、相談内容に応じてSSWや指導主事を通して他機関と連携することで、問題の解決と学校現場の負担軽減に繋がっていると考えています。 課題は、年々問題が多様化かつ複雑になっており、SSWの負担が大きくなっています。徐々に勤務日数を増やすことで対応してきましたが、限界に近付きつつあります。 また学校と連携して対応しているため、義務教育が終了すると関わるのが難しくなっています。若者支援の担当部署や福祉、保健、医療等の関係機関へ確実に引き継ぎ、相談支援体制を維持する仕組みづくりが一層求められています。</p>	<p>専門的な支援技術をもったスクールソーシャルワーカーによる支援を継続することにより、不登校をはじめとする問題行動が解決され、未来を担う子どもの育成につながっています。 課題としては、週1回のため、学校からの要望にすべて答えられないことがあり、連携がうまく取れないときがありました。</p>